

議案第48号 訴えの提起について

収入印紙
4,000円

訴 状

令和5年 月 日

徳島簡易裁判所 御中

原告指定代理人 田渕 恭子

同 北村 俊弘

同 中田 敏広

同 福住 由美子

同 佐藤 奈美

同 寺橋 和彦

同 森 博史

同 近藤 圭祐

同 中村 健人

(送達場所)

〒773 - 8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 中山 俊雄

電話 0885(32)3507

FAX 0885(35)0272

〒656-

兵庫県洲本市

被告 A

養護老人ホーム費用支払請求事件

訴訟物の価額 金356,700円

貼用印紙額 金4,000円

第1 請求の趣旨

1 被告は、原告に対し、356,700円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 訴外B（以下「訴外B」という。）は、原告に対し、平成25年6月3日付けで養護老人ホームの入所申込書を提出した（甲1）。
- 2 原告は、訴外Bに対し、老人福祉法第11条第1項第1号に基づき、平成25年6月19日付けで措置決定を行い（甲2）、同法第28条第1項に基づき、同年7月1日付け、平成26年7月1日付け及び平成27年6月30日付けで、各年度における費用徴収決定（以下「本件費用徴収決定」という。）を行った（甲3の1乃至3）。
- 3 訴外Bは、原告に対し、本件費用徴収決定に基づき、平成25年7月1日から平成26年6月30日までは月額47,800円、同年7月1日から平成27年6月30日までは月額62,400円、同年7月1日から平成28年6月30日までは月額59,800円の費用を支払う義務を負った（甲3の1乃至3）。これらの費用の納期限については、実務上、当月分を当月の月末までに支払うこととされていた（以下「本件納期限」という。）。
- 4 訴外Bは、本件費用徴収決定に基づいて支払うべき費用（以下「本件自己負担金」という。）について、平成25年7月分から平成26年3月分まで及び平成27年4月分から同年11月分までの本件自己負担金の支払いを本件納期限までに行ったが、平成26年4月分から平成27年3月分まで及び平成27年12月分から平成28年3月分までの本件自己負担金の支払いを本件納期限までに行わなかった（甲4の1乃至3。以下「本件未払金」という。）。
- 5 訴外Bと原告は、本件未払金のうち、平成26年4月分から平成27年3月分までのものに関し、平成27年6月頃、同未払金合計705,000円を30回に分割して支払うことに合意し（甲5。以下「本件合意」という。）、訴外Bは、原告に対し、本件合意に基づき、平成27年8月20日から平成29年12月11日までの間、全30回分のうち、25回分の合計587,500円を支払ったため、本件未

払金の残額は 356,700 円となった（甲 5、甲 6 の 1 乃至 3）。

6 訴外 B は、平成 30 年 1 月 21 日に死亡し、被告が訴外 B の本件未払金の支払債務を相続した（甲 7 の 1 乃至 17）。

7 被告は、令和元年 7 月 11 日付けで、本件未払金の残額である 356,700 円の支払債務（以下「本件債務」という。）につき承認し、本件債務の時効が中断した（甲 8）。

8 被告は、現在に至るまで、本件債務の履行をしていない。

9 よって、原告は、被告に対し、老人福祉法第 28 条第 1 項に基づき、請求の趣旨記載の金員の支払いを求める。

以上

証 拠 方 法

1	甲第 1 号証	入所申込書・通告書
2	甲第 2 号証	措置開始決定通知書
3	甲第 3 号証の 1 乃至 3	老人ホーム費用徴収額決定通知書
4	甲第 4 号証の 1 乃至 3	費用徴収台帳
5	甲第 5 号証	平成 26 年度施設自己負担金滞納分一覧表
6	甲第 6 号証の 1 乃至 3	納付済通知書
7	甲第 7 号証の 1 乃至 17	戸籍謄本等、相続関係図
8	甲第 8 号証	債務確認書

付 属 書 類

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲号証 (写し) | 各 2 通 |
| 3 証拠説明書 (正本・副本) | 2 通 |
| 4 代理人指定書 | 1 通 |